

令和2年度 第12回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年11月27日（金）
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長、南原調整監
4. 会議録に署名すべき委員の指名
服部委員、井上委員

土居教育長：

日程第1

これより、第12回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(15:00～)

11月10日に臨時議会が開催され、高倉委員さんの後任として、武田正文さんが、（高善寺の住職）全員一致で承認をされました。本日は小学校のカウンセリングがあり、終わり次第出席をすることになっています。会議に入る前に、職務代理についてお願いをしたいと思います。邑南町教育委員会の教育長職務代理者の指定に関する規則がございます。平成16年10月1日に規則がされておりますが、平成26年の12月22日に規則が改正されております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、邑南町教育長の職務を代理する委員は、邑南町教育委員の職務経験年数の多い教育委員をもって職務代理とするという規則がございます。それによりますと職務経験年数の多い委員さんは、森岡委員さんになりますので、この規則に従って職務代理者を森岡委員さんをお願いしたいと思います。それによろしいでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、井上委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項 議案第54号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

高瀬学校教育課長：

議案第54号邑南町奨学基金条例の一部改正についてでございます。54号資料として邑南町奨学金条例の新旧対照表を付けさせてもらっております。まずこの中で1枚目の第2条の基金の額についてでございます。これにつきましては、お名前貫橋宣夫様より経済的な理由により就学が困難な家庭の勉学の援助に役立てて欲しいということで寄附の申し出がございました。寄付された方の思いに副いまして今回邑南町の奨学基金の方へ積立するということをご本人にお伝えし了承していただきましたので、今回基金の増額を行うものでございます。増額額は100万円増額ということになっております。それから第13条、第14条、第15条の各項、各号の方に障害という文字が記載してありますが、これにつきましては現在島根県におきましては、平成22年の4月から原則として障害者の害の字を平仮名表記ということにしております。ただ、法律、条例、団体施設等の個人名称とか人の状態を表さないものについてはこれまで通り漢字の害の字を使っております。邑南町の方におきましても、人や人の状態を表す場合については、原則平仮名で表記することとしておりますので、この度の条例の改正に合わせまして、先ほどの第13条と第14条、第15条のそれぞれの項とか号にございます障害の害の字を平仮名表記に変更させていただく、今回条例改正を提出する予定でございます。

土居教育長：

奨学金の基金条例の改正についてです。以前にも報告させてもらったと思いますが、日のご出身の貫橋さんから就学の困難な生徒という、矢上高校の生徒というような意味合いで受けて、寄付をさせてもらいたいという申し出がありました。矢上高校と協議をして矢上高校で使ってもらったらとお願いをしたんですが、いい案が浮かばないということで、町教委の方へもう一度考えてもらいたいということでしたので、趣旨に副って奨学金の増額に使わせてもらうということで、直接貫橋さんにも電話をし了解をしていただきましたので、奨学金基金へ積みませていただきたいという議案でございます。それから障害の害の字を平仮名に改めるといふ、改正に伴って修正をしたいという議案でございます。これにつきましてご質問ございますでしょうか。

教育委員：

なし

土居教育長：

それでは議案第54号邑南町奨学基金条例の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして議案第55号 邑南町奨学基金条例施行規則の一部改正について

高瀬学校教育課長：

議案第55号 邑南町奨学基金条例施行規則の一部改正についてでございます。そこに新旧対照表ということで、付けさせてもらっております。今回この条例改正に合わせまして、現在農林振興課の方でございます 邑南町農林業後継者育成奨学金、それから保健課でございます 邑南町児童福祉従事者確保奨学金というそれぞれの奨学金がございますが、今回保健課の方で対象職種の方を、今回のところで変更をしたいということで申し出がございました。3課で協議した結果、今回保健課の方については対象職種を変えるということになりました。それに合わせまして資料にあります様式第2号以降ですが、そこにそれぞれ3課の奨学金名前が連記されておりました。これにつきましても、農林、保健課の方でもそれぞれ様式変更がございましたので、これに合わせて今回は名前を一緒に連記するのではなく個別の名前を明記したいという申し出が他の課からございましたので、学校教育課としても今回名前の連記をはずし 邑南町奨学金という名前一本だけとし、様式変更をさせてもらい規則の改正をしております。その中で様式第1号ですが、これまでは「貴会の」奨学金ということで、これまでは教育委員会の方での規則ということで 邑南町奨学金はございましたが、平成23年度頃に、町長部局への規則の方へ移行しましたので、その時にここへ貴会という風な表現が残っておりましたので、この度改めて、「貴町の」方に変更させてもらっております。それから様式2号から、続きまして様式第9号、最後の10ページになりますが、そののところに つきましては、3名の奨学金連記だったものをそれぞれ 邑南町奨学金の名前に変更するというので様式変更の方させてもらっているところでございます。

土居教育長：

保健課が管轄しております 邑南町医療福祉従事者確保という奨学金が、職種を変えたということで、それぞれ農業従事者であったり、医療従事者であったり、一般の奨学金を分けて進めていこうということで、要項、様式が変わったということの説明です。これについてご質問ございますでしょうか。この奨学金は、邑南町でそれぞれの仕事に従事されれば、返さなくてもいいという奨学金です。教育委員会が主管しています一般の奨学金についても5年を過ぎれば、町内にどんな仕事をされても居住されておれば返さなくてもいいという奨学金です。これについてご質問ございませんでしょうか。

教育委員：

なし

土居教育長：

それでは議案第55号邑南町奨学基金条例施行規則の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして、議案第56号邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の一部改正について事務局説明をしてください。

高瀬学校教育課長：

続きまして、議案第56号邑南町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱の一部改正についてでございます。新旧対照表の方をつけておりますのでそちらの方をご覧いただければと思います。前回の教育委員会のところで報告の方させていただきましたが、現在邑南町ケーブルテレビの加入ということで新規加入された方について3万円助成ということにしておりましたが、なかなか申込者が少ないということで少し枠を拡げさせてもらえよという話をさせてもらったかと思っております。そういった内容を6月のところで教育委員会の時に決定させていただきました交付金の要項についてですが、それを今回改正するものでございます。第2条の第3号(3)のところですが、既に加入はしているがインターネットの契約を方していない方、但しされていない方を対象として対象の枠を広げております。但しインターネットプランのライトサービスに加入されている方を除くということで、すでにインターネットをやっているけど通信速度が遅いライトサービスの方は対象外ということで、新規標準サービスですね、そちらに新たにインターネット加入をされた方を対象ということで枠を広げさせてもらっております。それから第3条の助成金の額、及び内容についてですが、そういった方を宅内工事等してもらう場合のものを助成することをこちらの第3条に記載しておりますが、助成額につきましては関係工事費の2分の1で、そこにありますが但し、上限3万までというふうな事での助成金の額を決めさせてもらっております。それから第6条のところで交付対象期間としましては、インターネットプラン標準サービスの申請のあった日をもっての交付対象期間ということで、定めさせてもらっております。それから次ページ様式第1号の方を記載させてもらっておりますが、その中段以降、3添付資料(該当者のみ)というところで、今回工事の関係資料の領収書等をですね、こちらの申請書類に添付してもらうというふうなことで、そこに2行ほどですが追加させてもらって様式変更の方もさせてもらっているところがございます。

土居教育長：

以前インターネットの促進を図るということで、3万円を上限にして促進助成費を認めてもらっておるわけですが、なかなか申請者が少ないということで、枠を広げようということで前回の教育委員会でも承認していただいたものを要項を変えるものであります。これについてご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

加入者が少ないという理由はどういうところにありますか。

高瀬学校教育課長：

もともとの背景については、長期休業だとかいうことを想定しておりましたが、その後学校長期休業等々もありませんし、ですが一番のネックは通信料のことになるのではないかと思います。どうしても月額4千5、6百円以上の払いになりますので、標準サービスになりますとそこが一番ネックになってるのではないかと思います。ただこれにつきましては、今の就学助成費の方ですね、対象家庭についてはいくらかのマイナス部分を考えてはというふうなことも検討はしておりましたが、やはり通信料が高いというのがネックになっているのかと、それが加入の方につながらない要因であるかと予想はされます。

土居教育長：

よろしいでしょうか。これでまだ応募が足りないような場合は、次の手で、年長者のところまで広げていき、来年度を迎えるかというようなことも事務局としては考えておるところです。他ご質問ございませんでしょうか。では議案第56号 邑南町ケーブルテレビ加入促進助成交付金交付要綱の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第57号 邑南町外国人児童生徒等日本語指導協力派遣事業実施要綱の一部改正について

高瀬学校教育課長：

議案第57号 邑南町外国人児童生徒等日本語指導協力派遣事業実施要綱の一部改正についてでございます。新旧対象表の方をそちらの方に付けさせてもらっております。まず第5条のところの指導協力員への派遣経費ということで、これま

では報償費で支払いをしておりましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行することに伴いまして、報償費とあとプラス費用弁償の方の支払いということで、そこに費用弁償の方を追加させてもらっております。第2号のところで報償費としておりましたものを報酬と費用弁償になる、つきましてはそちらにございます会計年度任用職員制度に関する条例に基づきまして報酬というものを追加しております。それから3号のところで報償費だけであったものを、そこに費用弁償の方、支払いが出来るということで費用弁償の文言も追加させてもらっております。それから第4号のところで前項の報告については5日までに教育委員会に提出し、報償費の支払いは提出のあった月の月末までに行うものとするがありますが、会計年度任用職員の報酬等の支払いにつきましては、月末締め翌月22日払いと決まっておりますので、合わせた形でこちらの第4号の方については削除させてもらっています。

土居教育長：

市木小学校の関係ですけども、中国から帰国された児童がいますので、その児童へ日本語を教えてもらっている方の費用弁償を新たに加えるという、会計年度任用職員の規則に従ってこちらを改正するものです。これについてご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

5条の一番上ですけど、現行報償費を支払うとなっております。改正はそこは報償費は変わってないんですけど、下の2のところは報償費は報酬及び費用弁償になってますよね。ここは、報償費は変わなくていいのですか。報酬に変えとるのに、5条の第1号のところはそのまま報償費で残ってるんですけど、これは特別意味があってそうなるんですか。

高瀬学校教育課長：

第5条の第1項のところで報償費を報酬及び費用弁償としておりましたがこちらを改正後のところの第1項のところについて報酬でなくて報酬です。差替えをさせていただきます。

土居教育長：

これで議案の第57号の新旧対象表については差替えをさせていただきます。続きまして議案第58号邑南町教職員住宅管理条例施行規則の制定について、説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第58号邑南町教職員住宅管理条例施行規則の制定について、で

ございます。そちら邑南町教職員住宅管理条例施行規則についてでございます。これにつきましては邑南町教職員住宅管理条例というのがございます。その中の第21条の項目になりますが、第21条のところに入居してこの条例の施行に関して必要な事項を規則で定めると条文の中にございますが、これまでこの規則の定めたものがございませんでした。このたび新たにこの条例で施行規則を制定させていただきました。このところでは、教職員の現況それからほぼめったにあんまりないんですが、一般の方がですね教職員住宅に入居するというのもございますのでその二つのことを合わせてですねこちら規則の方に定めさせてもらっております。第2条のところで使用許可の手続き等々についてはそちらの方に明記してあります。それからここの中では入居ということで教職員と一般の方含めた形での入居の形と、それとは別に第5号のところで一般入居の方のことについて定めておまして、一般入居の方については年度ごとに毎年更新、一度入ればそのまま教職員住宅に住めると言う訳ではなく、毎年更新して、基本的には教職員の方が入られる方がおられた場合についてはその教職員を優先するというところで第5号の方に定めさせてもらっております。それから一般入居の方については、連帯保証人等々の届出を出してもらおうことになっておりますので、もし変更等がありましたらということで、第3条のところに変更届等定めさせてもらっております。それから使用の住宅管理だとか変更通知だとか明け渡しの検査の日だとかですね、これまで正式に規則等で様式に定めてなかったものの中で手続きをしておりましたが、それをすべてここに条項という形で明記させてもらいまして、様式の方についてもこれまで使っておりましたものを条文の条項に合わせましてそれぞれ様式の方定めさせてもらっているところがございます。

土居教育長：

邑南町の教職員住宅を、一般の方が借りられるための規則がなかったの、規則を新たに施行するという説明です。教職員も当然ながら優先をしていかないといけないわけですので、1年1年の契約をしていくという決まりを設けておることです。教職員の入る時の規則は別に作っておりますので、それは従前どおりです。なかなか一般の方が借りておられて、荷物を置いたまま長らく他の地へ出向いておられるということで、担当者がなかなか厳しい状況であったということもあり、この規則をつくったという背景はそういうところにあるということです。

森岡委員：

今までに邑南町教職員住宅管理条例施行規則というのは存在してたんですか。

高瀬学校教育課長：

いや規則そのものは存在していません。

条例だけしかなくて、定めのない様式を使って入退去の方、教員の方なのでそこまでは設けていませんでした。ただ先ほど教育長さんがおっしゃられたように一般入居の方ですね、今回荷物を置いたまま他県の方へ移動されてましたので、そういったことも後日しないといけないんですが、そこまできちんとうたったものがないませんでしたのでこの度、こういった形できちんと規則で明文化をしています。

森岡委員：

わかりました。

土居教育長：

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。それでは議案第58号邑南町教職員住宅管理条例施行規則の制定についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第59号邑南町立小中学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱基準の一部改正について

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第59号邑南町立小中学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱基準の一部改正についてでございます。そちらの方に新旧対照表の方を付けさせてもらっております。まず、第2条のところですが、現行ここに校長がということで固有名称がございましたが、承認基準につきましては教職員、校長先生すべてに掛かるということで、校長という固有名詞を除きまして、全ての校長先生以下教職員の方に対する承認基準ということで、そちらこのほう条文の方を改正させてもらっております。それから第2号以降のところ、アからカまでそれぞれ対象となるそういった承認基準のことが列記されておりましたが、その中で新たに新設する形で公務の旅行というようなことで固有名称の方上げさせてもらっております。これまでのところについては公務の旅行というような明確な表現等々がございましたので、ここに公務の旅行ということでアとして追加させてもらいまして、それ以降現行のアからカまでをそれぞれ一つずつらさせてもらって、列記させてもらっております。それから第3条の校長の承認ということなんですが、この取り扱い基準の中での言葉の使い方が、教職員というふうな表現がありましてその中で、校長先生が含まれたりとか、校長先生を含まれなかったりとかいうふうな、少し統一的になっていない言葉の使い方がござ

いましたので、第3条につきましては、ここは校長の承認行為というふうなことを読み取れるように文言の方を少し整理させていただきました。第3条の第1項第1号のところで、これまで校長先生はというふうな表現がございましたが、そこに当該教職員がというふうなところで、校長先生の承認行為が、対象者は教頭先生以下の職員の方を対象としますというところで、当該職員というふうな表現を第1号と第2号から次ページの第3号のア、イ、ウとございますが、教職員という表現がございましたがこれは全て当該教職員というふうに変更をさせていただきました。それからエのところにつきましてもここは教職員という表現でしたので、ここも当該教職員というふうに変更させていただきます。校長先生の承認行為は教頭先生以下の教職員の方を対象となっていますよというふうなところで変更させていただきます。ここには新旧対照表に今回変更がなかったので記載しておりませんが、第4条として教育長の承認行為につきましては、校長先生のそういった公務使用に対して教育長さんが承認行為があるんだということで、こちらの方に今回改正がなかったので記載しておりませんが、そういったところで校長先生と、教育長の承認基準の方を分けさせていただきます。それから次に新設で第6条になりますが、緊急時における自家用車の登録及び使用承認ですが、どうしても緊急時の時にですね、ここのような手続き等々を取っていると、どうしても遅れますので緊急時の対応を第6条のところで新設させていただきます。第2項のところで口頭によって校長先生または教育長に承認許可を得ることにしてありますが、但し以降、不在の場合については代理決裁ということで、小中学校の場合については校長先生の次の職務の方、教育長さんが不在の場合については、教育長さんの次の教育委員会の中で上席ということで、既に定めてあります課長の職務順位になりますので、それに基づいての口頭承認ということでさせていただきます。第3項のところで、代理決裁等を行った場合については速やかに校閲を受けるものということで、後の必ず確認行為をしてもらうことで第3項のところに校閲のことを掲載させていただきます。それ以降新たに6条を追加しましたので、1条ずつ繰り下げの方しております、第14条の方までございます。

土居教育長：

公用車、私用車を公用に扱う時の規則、訓令ですけれども基準を定めたものです。表現があいまいなために学校からこういう場合はどうしたらいいだろうかという問い合わせも多かったもので、今回あらためて訓令を見直すものです。ご質問はございますでしょうか。非常に重大な怪我とかいうような場合は、救急車を呼ぶというのが本来の姿なんです、それよりどうかなあというようにときに、その保護者を待ってる時間的な余裕がないような場合、例えば保護者の町内に仕事、勤務しておられればいいわけですが、なかなか町外から帰ってくる、それまで待ってられないという、保険証とかはどうしても入りますので、病院に保護

者は直接行ってもらおうようにはなるんですが、そういった時に校長なり教頭あるいは不在の場合に養護教員が病院につれていくような場合も想定をしております。その手続きが示されているということになります。

服部委員：

2ページ目にいずれかに該当する場合には使用することを承認してはならないということで、運転経験が1年未満の教職員となるとあんまり居ないですかね。教職員になるといった時に。

土居教育長：

まあ、高校卒業するときに取っとるとか、あるいは学生の時に取っておるとか、で4年生の時に取った場合、採用されて、1年運転できんのではなくて、こういう場合に使えないという。通勤する時は使えるんだけども。

服部委員：

家庭訪問とか、いけないと言うことですね、厳密に言うと。

土居教育長：

公務の場合ですよ。

高瀬学校教育課長：

町職員もですね、半年間は条件付き採用ですので、基本公用車の方もなんですけど、自家用車の場合についてはここまで厳密にはしません、公用車の場合については極力運転をですねしないように、もし同席者がおれば同席の者が基本運転するようにということにしております。というのは事故補償のことがございまして、採用6カ月までのところについてはですね、もしそういった事故等を起こしたときに、不服申し立てをすることができませんので、即免職という扱いになってしまいますので、極力町職員の場合については運転しないようにということで。言っておりますがどうしても致し方無い時には運転にはくれぐれも十分気をつけて運転するようにということで実際職員の方には伝えております。

土居教育長：

原則ですね。中にはおられるんですよ。都会から帰ってこられて、運転免許を取る必要がなかった。家庭訪問とか出張の時に、お父さんに運転してもらって出張したとかいう職員も実際におられます。ここ近年。都市部で採用されとって、田舎に帰ったけえ車が必要になった、いうんで、免許取りにいかれた方も実際にあります。多分そういう質問があるかもしれんです。そういう場合認めんと動きがとれんのんで。

服部委員：
わかりました。

土居教育長：

他ご質問ございませんでしょうか。それでは議案第59号邑南町立小・中学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱基準の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第60号邑南町一般会計補正予算第9号（案）について

大橋生涯学習課長：

議案書の次のページ議案第60号生涯学習課資料ということでご覧をいただければと思います。今回12月議会に上程いたします補正予算は、元気館の運営費でございます。節で言いますと3つございます。まず1つ、報償費でございます。これは6月で組み換えをさせていただきました部分が残っておりますので、この13万3千円を、減額をさせていただいて、残りの3万4千円。この3万4千円というのは草刈りの賃金ですので、そのまま残しておきます。続いて11の需用費でございます。今回は元気館のアリーナ、分散業務で今も使用しておりますが、その関係で電気代の増額がどうしても必要になったということで、46万4千円を増額させていただいております。続きまして14使用料及び賃借料でございますけど、これも以前お伝えをさせていただきました元気館のLED化ということでリースにですね切り替えていっておりましたが、実はトレーニング室の機械室だけはどうしてもLEDができないということが、工事に入って判明をいたしました。その関係でリース代の方その機械室の部分を減額をしていかないといけないということで16万8千円の減額をさせていただいております。以上でございます。

土居教育長：

先に生涯学習課から補正予算第9号（案）について説明がありました。これについてご質問ございませんでしょうか。

森岡委員：

報償費の説明のところで守衛賃金の組み換えということで報償費から委託料に変わりますとたぶんそういうふうを読むんでしょうけど、説明が、で13万3千

円減なんですけど、この資料の中の13の補正のところにこのことが上がってこないといけないのではないですか。

大橋生涯学習課長：

実はですね6月の議会のところでですね、すでに委託料のところに13万3千円、これつまり4月分、5月分はもうすでに払いが終わってますので、予算としてはそのまま残しておりました。その関係でこの13万3千円というのが予算上残っておりますので今回落としますということで、この説明が今回委託料に組み換えますではなくてですね、6月に組み換えたのちの残について今回減額をいたしますという意味でございます。

土居教育長：

他ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは学校教育課の方説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

それでは学校教育課の方の一般会計補正予算第9号（案）について説明をさせていただきます。歳入の方は後で歳出の方で合わせて説明させていただければと思いますので歳入の方については説明省略させていただきます、歳出の方で説明させていただきます。最初にまず教師力向上対策事業費についてですが、これにつきましては教職員の方を対象としておりました夏休み期間中の学級づくりセミナーであるとか数学的な考え方セミナー、小学校外国語セミナー等々を予定しておりましたが、この度のコロナの関係で夏休み期間が短縮されたことによりまして、各セミナーの方が開催できませんでしたので、そちらにあります報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、セミナー開催できなかった分について不要額として減額させてもらっているところでございます。次の学力対策事業費についてですが、おおなんドリーム学びのつどいをこれまで健康センター元気館の方で開催しておりましたが、今年度につきましてはコロナのことがございますので、今年度はリモート開催ということを考えております。その中でマイクロバスの運転手賃金等々がですね、すべて各学校の方からリモートとということになりますので、マイクロバスの運転手賃金が必要なくなりますので、この度マイナスの11万1千円、不用額として減額の方させてもらっております。次の奨学基金管理費につきましては最初のところで条例改正の方で説明させてもらいましたが、貫橋宣夫さんからの寄付いただいたものにつきましてこちら奨学基金の方に積立するということで100万円増額の方させてもらっております。それから裏面の学校管理費の方についてでございますが、これについては口羽小学校からはじめ石見東小学校までありますが、これにつきましては新型コロナウイルスの関係で、中止になった事業、毛筆コンクールと島根県版画展出展の手数料等が不要となりま

したので、口羽小学校から日貫小学校までの役務費の方それぞれ不要額として減額の方させてもらっております。それから次のGIGAスクール構想実現事業費で小学校についてですが、これにつきましては校内のネットワーク工事関連の費用についてですが、この度LANの配線の延長がですね当初計画よりは少し短い範囲での施工が出来ましたので、それに対して不要額としての364万4千円の減額をさせてもらっております。これに合わせまして、最初の方の収入にございました国庫補助金の教育費補助金の方、それからあと町債の方の教育債の方についてもですね差額を減額の方させてもらっております。あと中学校費の方についてはアクセスポイントの追加による増額になっておりますので、小学校の減額と中学校の増額の方でそれぞれ歳入の方は減額の方させてもらっております。それから次の小学校管理費新型コロナウイルス対策費についてでございます。これにつきましては修学旅行の方のキャンセル料支援ということで、今回行く予定にしております矢上小学校、日貫小学校が新型コロナ等で修学旅行いけなくなった場合のキャンセル料の方こちらの方で計上させてもらっております。それから次に特別支援学級の設置費ということで需用費の方で市木小学校で手洗い場の設置、それから備品購入費の方で特別支援学級新設に伴う備品ということで、市木小学校、瑞穂小学校にそれぞれ備品購入費、こちらの方計上させてもらっております。それから中学校費のところについてですが、これにつきましてもコンクールの毛筆コンクールとか県版画展の方が中止になっておりますのでそれに合わせまして羽須美の役務費、瑞穂、石見の役務費の方を減額の方させてもらっております。それとは別に瑞穂中学校それから石見中学校につきましては、今年度修学旅行を実施をせずに来年度のところで修学旅行を実施するというふうなところで変更になっておりますので、各学校生徒、先生の方に就学旅行の補助金の方支出の方しりましたが、今回支出がなくなりましたのでそれぞれ負担金、補助金を支出のところで減額の方させてもらっております。それから次のGIGAスクール構想実現事業費の中学校については校内ネットワークの新たに追加で教室の方に接続ポイントを追加させてもらいましたのでそこに増加分の金額の方計上させてもらっております。それから次の中学校管理費新型コロナウイルスの対策費ですが、羽須美中学校の方ですが、先ほどの小学校と同じように今年度内のところで修学旅行の方予定しておりますが、新型コロナ等々によりまして就学旅行に行けなかった場合にキャンセル料支援ということでこちらの方計上させてもらっております。それから最後になりますが、瑞穂中学校の改築事業費ですが、瑞穂中学校の体育館の防水結露対策ということでこちら153万を計上させてもらっております。これまでの間、瑞穂中学校の体育館結露等々がありまして生徒が転んだりとういうような事例等がこれまでたくさん起きておりましたので、早めの対策が必要だということでこちら工事請負費ということで253万計上させてもらっております。補正予算については以上でございます。

土居教育長：

学校教育課から補正予算第9号の（案）について説明がありました。これについて質問ありますでしょうか。

森岡委員：

小学校、中学校もなんですけど、小学校管理費の中でキャンセル料とありますが、キャンセル料は基本的には修学旅行があれば払う必要はないものなんですけどそういう場合もここに上げておかないといけないものなのか、もしそういうことがあったら予備費対応するとかじゃなくて。

高瀬学校教育課長：

今回の新型コロナの関係で臨時交付金等がありまして、そちらの方でこのキャンセル料等を出してもいいよということがありましたので、今回新型コロナという、要は原因が完全にそれに特化したものということでこちらの方計上させてもらっております。

森岡委員：

財政もそれで了承しているのか。

高瀬学校教育課長：

はい。

土居教育長：

他にご質問ございませんでしょうか。

井上委員：

キャンセル料というのは、全額なんですか。

高瀬学校教委課長：

これは今ですね、見ておりますのは当日に行けなくなった、かつ連絡がいつてなかった場合について100%キャンセル料が発生します。その金額は今計上させてもらっております。

井上委員：

100パーセントは出ている。

高瀬学校教育課長：

ただ、各学校もですね、行ける行けないの判断については1カ月以上前のとこ

ろで判断してもらうことになっておりますので、出来る事であれば早目のキャンセルするかしないか、あと学校によってはですね、行先を県外にしている学校もありますが、県内の方にも場合によっては変更しなきゃいけないということも学校の方で検討もされとるようですので、できるのであれば、最悪の場合を想定してのキャンセル100%ですが、出来るだけ使わないように判断してもらえばと思っております。

土居教育長：

やめた場合は、1カ月前にやめた場合はキャンセル料は発生しないですが、行く決めておいて、当日その誰かが発熱があつて、これで行くのは影響が出るような場合はキャンセル料が発生するということなんで、早めにやめた場合はいらぬ。行く予定にしておいて当日になった場合は100%キャンセル料が発生するという。

高瀬学校教育課長：

当日でもですね、連絡をすれば50で収まる。全く連絡なかったら100%。

服部委員：

ほかの学校はもう実施されたんですか。

土居教育長：

いま実施しているのは瑞穂小

高瀬学校教育課長：

瑞穂と石見東小学校がもうすでに実施しておりまして、瑞穂小学校が10月の22から23で、松江、鳥取、岡山の方へ行っております。石見東小学校も松江、鳥取、岡山の方へ10月1日から10月の2日で行っております。

土居教育長：

複式校で行くのは、今年は日貫小学校だけ。

高瀬学校教育課長：

日貫小学校だけです。

土居教育長：

来年、口羽、阿須那、それから市木、高原小学校が修学旅行を実施する学校になっています。他ご質問ないでしょうか。それでは議案第60号令和2年度邑南町一般会計補正予算第9号（案）についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第61号区域外就学について

高瀬学校教育課長：

議案第61号区域外就学についてでございます。区域外就学に関する協議書ということで提出されています。江津市立桜江小学校の区域外就学の願いが出ております。

以下個人情報により省略

これについては以上でございます。

土居教育長：

区域外就学についての協議書です。これについてご質問ございませんでしょうか。

土居教育長：

議案第61号区域外就学について、承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第62号教育支援委員会の答申について

南原調整監：

令和2年度の第2回の判定会議が終わりましたので説明をさせていただきます。

以下個人情報により省略

以上です。

土居教育長：

詳しい説明がありました。委員の皆さん方、判定会議の結果についてご質問ありましたらお願いします。

森岡委員：

判定内容について我々は判断をすることはないが、これを見て支援の人が何人

もいらっしゃるが、この前の当初予算の話の中で支援員について厳しいんじゃないかと来年ですね、話があったんですけど、その辺の予算的な部分と今後どういう風に配置ができるかっていうところの見通しはあるんですか。

南原調整監：

今年度については、来年度に向けて少し目線を合わせていかないといけないということで、学校の方に訪問をさせていただいて、実際の子ども笑顔キラキラサポート事業の活用について話を聞かせてもらっております。それを受けてやはりそれぞれの先生が目線で子どもを見るのではなくて、ある程度一定の指標をもって子ども達を見ていただいた方がいいだろうということで、簡単なチェックリストということで、そういったものを示して、支援の必要な子どもをあげてもらっております。予算的なところは十分なところが出来ないんですけども、ただ本当に支援員の数の要望と時間数はあがった状況です。そこについてぎりぎりのところまで予算要求できるものは、するように予算を計上しておりますが、学校の先生からすると十分かというところと少し不安なところもあると思います。

森岡委員：

今の説明聞くと、今まではその支援が必要だと話になればなんとか予算を通してやってきたけど、今後というか今からは、ある基準のようなものを皆さんと同じ目線で判断できるようなのして行ってやっていきたいということですか。そうなってくると、ひょっとするとそういう基準があれば、今まではその支援員が付けれたところもひょっとして付けられなくなる可能性もあるという理解でいいか。

南原調整監：

あくまでも基準でそこが点数化になったり、満点だから支援員が配置できるというふうにはなってはいけないと思っておりますので、一定の基準というのは個別の指導計画を必ず提出していただくんですが、実際のチェックリストの困り感と先生が学校の中で支援されていようとする内容が合致しているかというところも含めて検討させていただくという風にしています。あとこうやって教育支援委員会にあがってきた子どもさんであったり、やはり保育所の時から町のすこやか相談会といって支援教育の相談に挙がっている子どもさんについては十分こちら情報も得ていますので、そういった子どもさんについての支援方法というのはよく分かり易いんですが、まったくそういった公の場を通らずに大変だと言われている子どもさんも多いので、そういった子どもさんを丁寧に拾いあげるといってチェックリストをつかっております。

森岡委員：

わかりました。

土居教育長：

学校の目線が11校ある中で、なかなかこう同じようにはなっていないということがあって、それを出来るだけ同じようにしようということで、チェックリストを設けてそれを判断の材料にしています。担任の先生は、この子大丈夫かなあという思いであっても、同じ思いであっても違う学校の先生から見ると、あの子は学習支援員付けなくても大丈夫じゃないかという違いがなかなか同じにはならない、なりにくいということがあるので、チェックリスト表を作っている程度チェックをして判断をしたいということ。

森岡委員：

我々は予算主義なんで、予算がつかないといくら頑張ってもどうにもならないんで、今から当初に向け極力予算確保できるようにしてもらいたい。

土居教育長：

ほかご質問ございませんでしょうか。それでは議案第62号教育支援委員会の答申についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

次回の教育委員会日程について

12月21日（月）15時00分から

日程第6 閉会宣言

以上で、第12回を終了します。

(～17:10)